

定 款

制 定：平成 23 年 12 月 1 日

改 正：平成 25 年 6 月 12 日

令 和 4 年 9 月 2 日

公益財団法人東燃国際奨学財団

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人東燃国際奨学財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、我が国の大学学部もしくは大学院に在学する外国人留学生で、学業優秀、品行方正、身体強健であり、留学生活上経済的援助を必要とする者に対する奨学助成に関する事業を行い、もって国際社会に有為な人材を育成し、我が国と諸外国との友好親善及び国際相互理解の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の奨学助成事業を行う。

- (1) 外国人留学生より選考した奨学生に対する奨学金の支給
- (2) 前号の奨学生の学外での研究活動に係る費用の補助
- (3) 第1号の奨学生が、わが国及びそれぞれの母国の理解を相互に深めるための交流行事
- (4) 第1号の奨学生に対する生活指導及び助言
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の奨学助成事業を行うための必要な事項は、理事会が別に定める「奨学金支給規程」「研究活動補助金支給規程」及び「奨学生交流行事規程」による。

3 第1項の事業は、東京都及びその周辺県において行う。

(規律)

第 5 条 この法人は、評議員会が定める「倫理規程」の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条の公益目的の達成と社会的信用の維持向上に努める。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 この法人の寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき及び担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事会の業務執行の決定に基づき理事長が行うものとし、常務理事が理事長を補佐する。その方法は理事会が別に定める「資金運用規程」による。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算等)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け評議員会に報告する。これらを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

3 第1項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、最新の定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員、理事及び監事並びに選考委員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬などの支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は剰余金の分配を行うことはできない。

5 第1項の書類は、毎事業年度の終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

6 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、貸借対照表を公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日に於ける公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載する。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員を6名以上10人以内置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号に規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律によつて設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう）

3 評議員は、この法人の理事または監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に、事故などにより第13条に定めた定員に足りなくなるときは、速やかに補充のための選任を行う。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出る。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等及び費用)

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(親族などの制限と利益供与の禁止)

第17条 この法人は評議員のうち親族等（租税措置特別法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）の数が評議員の数のうちに占める割合が、3分の1を超えることができない。

2 公益法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、公益法人の役員若しくは社員又はこれらの者の親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に対して特別の利益を与えてはならない。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準及び総額並びにその規程
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、評議員会においては、第21条の招集の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項を、決議することができない。

(開催及び運営)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催するほか必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

2 評議員会開催の定足数は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数とする。

3 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款で定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規程」による。

(招集)

第21条 評議員会を招集するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が、評議員会の開催日の1週間前までに、全評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。その場合理事長は速やかに評議員会開催の手続きを行う。

3 前2項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 前項第2号の規定にかかわらず、第3条の「目的」、第4条の「事業」、第14条の「評議員の選任及び解任」及び第47条の「公益認定の取り消し等に伴う公益目的取得財産残額の贈与」については、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経なければならない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、当該提案について議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。当該書面又は電磁的記録は、評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く。
- 6 評議員会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で決める。

(評議員会への報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員会議長及び理事長は、議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 事故等により理事長又は常務理事が欠けた場合は、速やかに理事会を開催して、新たな

理事長又は常務理事を選任する。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 各役員について、当該役員及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事又は監事の合計数が、理事又は監事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人は除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊な関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族、その他特殊の関係があってはならない。

6 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めに従い、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、常務理事は、自己の職務の執行状況を、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告する。

5 理事の職務及び権限に関し必要な事項は、法令及び定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事の職務権限規程」による。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、各事業年度の事業報告及び決算書類等を監査するとともに、いつでも理事及び使用人に対して報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席して、必要と認めるときは意見を述べる。

4 監事は、監事に認められたその他法令上の権限を行使する。

5 監事の職務及び権限に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員の合意に基づく「監事監査規程」による。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

3 役員が、事故などにより第25条に定める定数に足りなくなるときは、速やかに欠員補充のための選任を行う

4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

5 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づく。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員報酬等及び費用)

第31条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、評議員会で定める総額の範囲内で、評議員会で定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得る。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と、その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告する。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度額として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び相談役)

第34条 この法人は、名誉会長を1名、相談役を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

4 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(3) この法人を適正に運営するための規程、規則の制定、変更並びに廃止

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び常務理事の選任及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借入れ

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除及び限定

(開催及び運営)

第37条 理事会は、定例理事会として毎年3月及び6月に開催するほか、法令や定款に基づき必要のある場合に臨時理事会を開催する。

2 理事会開催の定足数は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数とする。

3 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規程」による。

(招集)

第38条 理事会は、法令及び定款に基づき理事あるいは監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、理事及び監事に対して行う。ただし理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べた場合を除く。

3 理事会の議長は、原則として理事長が行う。ただし理事長が議案について特別の利害関係を有するなどで議事に参加できない場合は、出席理事の互選による。

(報告の省略)

第40条 理事長が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した監事は、議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(選考委員会)

第42条 この法人に、第4条第1項第1号の事業にかかる奨学生の選考を行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会の委員は、理事会が選任する。

3 選考委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「選考委員会規程」による。

(資金運用委員会)

第43条 この法人に、第8条の財産の管理・運用を適正に行うために、理事会の決議により資金運用委員会を置くことができる。

2 資金運用委員会の委員は、理事会が選任する。

3 資金運用委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別途定める「資金運用規程」による。

(その他委員会の設置)

第44条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により変更することができる。ただし第3条の「目的」、第4条の「事業」及び第14条の「評議員の選任及び解任の方法」並びに第47条の「公益認定の取り消し等に伴う公益目的取得財産残額の贈与」については、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経なければ、変更することができない。

2 この法人は、事業を行う区域の変更、主たる事務所の所在場所の変更及び公益目的事業の種類又は内容の変更などの重要なものは行政庁の認定を受けなければならない。

3 この法人は、名称又は代表者の氏名の変更及び前2項以外の定款の変更を行った場合は、変更後遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第30条第2項の公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益認定の取り消しの日又は当該合併から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する法人に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 事務局及び顧問

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため事務局を設置して、事務局長及び必要な職員を置く。

(1) 事務局長は、理事長及び常務理事の指揮・命令の下、事務局を統括する。

(2) 事務局長などの重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免し、一般職員は理事長が任免する。

(3) 事務局の職員は有給とする。

(4) この法人の事務処理は、理事会が別に定める「就業規則」、「事務処理規程」及び「会計処理規程」による。

2 この法人に、理事会又は理事長の指定する特命事項を担当する顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、理事会の承認を経て理事長が任免する。

(2) 顧問は有給とする。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款及び諸規程

(2) 評議員、理事及び監事並びに選考委員の名簿

(3) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事録及び書類

(5) 財産目録及び資産台帳

(6) 役員等の報酬支給基準

(7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(8) 事業報告、計算書類等及び帳簿、証憑

(9) 監査報告書

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項の(1)から(4)までは永久に、(5)から(10)は10年間、その他のものは1年以上保存しなければならない。

3 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定め及びこの法人の理事会が規定する「情報公開規程」による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別途定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別途定める「個人情報管理規程」による。

(公告)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

2 この法人の貸借対照表の公告は、前項の規定にかかわらず、定時評議員会ごとにその終結の日後5年を経過するまでの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

(細則)

第54条 この法人は、保有する株式について、その株式の発行会社に対して、株主としての権利を行使する場合には下記の場合を除き、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 配当割り当て増資の応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、この定款第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、杉山健一、業務執行理事は、岩崎正洋とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
竜田邦明、菊地英一、堂免一成、ジョン・ボチャラリ、尾内理紀夫、佐々木英明、小野田泰
5. この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
杉山健一、岩崎正洋、岸尾光二、細田衛士、佐藤隆一郎、沼上 幹
6. この法人の最初の監事は、植田正義、池田 茂とする。